

今後の流れ

- (1) 区が委託する事業者から連絡があります。捕獲器設置の日時等を調整してください。
- (2) 要綱の別表2に定める事項の実施に努めてください。

足立区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱 別表2（第5条関係）

- 1 捕獲器の設置・回収、対象動物の回収時に立ち会うこと。
- 2 設置した捕獲器を移動させないこと。
- 3 事業の実施について、近隣へ周知すること。また、捕獲器設置による事故防止のため、区が配布する注意喚起のチラシを第三者から見やすい場所に掲示すること。
- 4 毎日、捕獲器を見回り、エサの状況確認等適切に管理すること。
- 5 週1回程度、捕獲器に付けられたエサを付け替えること。（エサの購入は自己負担）
- 6 対象動物が捕獲された場合、速やかに事業者に連絡すること。
- 7 対象動物以外の動物が捕獲された場合、速やかに放すこと。
- 8 生活環境被害がある場合、その対応（侵入口を塞ぐ等の工事の施工並びにふん尿撤去、清掃及び雑菌消毒処理等）及び再発防止のための対策をすること。

- 上記3 注意喚起のチラシは、A5サイズ2枚分です。
- 上記4・5・6・7 方法・連絡先は、捕獲器の設置時に事業者より説明いたします。
- 上記6・7の注意 捕獲された動物をむやみに長時間保管すると動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）違反になりますので、速やかに事業者に連絡する、速やかに放すなど実施してください。
- 上記8 対応・対策は、捕獲器を設置する事業者に依頼（個別契約）することも可能ですし、ご自分で任意の消毒清掃事業者にも依頼することもできます。どちらの場合も、費用は自己負担です。契約の前に、複数の事業者から対策方法や費用、事後対応について見積書をもらうことをお勧めします。見積書の発行に費用がかかる場合もありますので、ご確認ください。
- 捕獲された動物の状態によっては、東京都鳥獣保護管理担当に対応を依頼する場合があります。

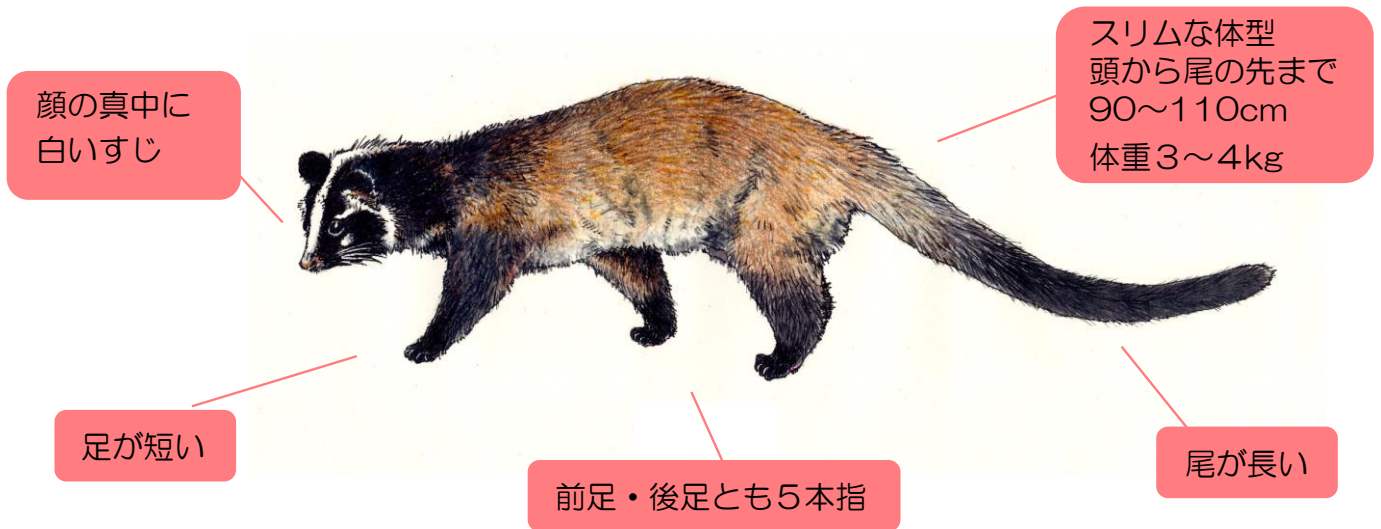
注意事項

- (1) 要綱に定めのない事業の費用は、区は負担しません。
- (2) 事業の利用は、同一年度内に同一建物・敷地で2回までです。
- (3) 利用者が管理している間の事故（器具・機材又は構築物等の損壊又は汚損及び捕獲器設置に係る負傷等）については、利用者の責任においてその賠償を行うこととなります。

- (4) ダニ等の寄生虫や人・ペットにうつる感染症等の予防、咬まれたり引っ掻かれたりする危害防止のため、ハクビシン・アライグマには決して触れたり脅かしたりしないこと。
- (5) 排泄物（糞・尿）や血液、だ液等に触れないこと。
- (6) 子どもやペット等が近づかないようにすること。

出典；東京都環境局自然環境部

ハクビシン



アライグマ

